

社会ネットワークの観点から捉えたセマウル運動 の再検討

—1970年代韓国における民間相互金融の変化を 中心として—

縄倉 晶雄

目次

はじめに

1. 韓国におけるセマウル運動の展開と現在の動向
2. セマウル運動研究の傾向と課題
3. 理論的視座～社会学におけるソーシャル・キャピタル論を援用して
4. 韓国農村における社会ネットワークの二重性
5. 初期セマウル運動による民間相互金融の変質
6. 今後の課題～精密な分析の必要性

はじめに

1970年に始められた韓国の農村開発運動であるセマウル運動¹は、1970年代の同国農村部におけるインフラ整備や所得向上に大きな成果を上げ、国内外から多くの注目を集めることとなった。

1970年代末以降、運動の提唱者であった大統領・朴正熙が死去したこともあり、セマウル運動はかつてほどの注目を浴びることはなくなっていた。しかし近年、同運動は発展途上国における都市部と農村部の経済格差を抑制する上で有効な手立てであるとして、再び注目を浴びるようになっている。2000年代に入り、中国やコンゴ民主共和国がセマウル運動を元にした農村開発運動を行うようになったほか、2011年には、韓国政府がセマウル運動の手法を盛り込んだODA（政府開発援助）計画を閣議決定するなど、同運動を韓国以外の途上国にも適用しようという動きが広まってい

る。

しかしながら、これまで社会科学の諸分野において行われてきたセマウル運動研究は、同運動に基づいて行われた諸事業の経済効果の分析が大半であり、セマウル運動と同運動が行われた韓国農村の特徴との関連性について考察するなどといった、社会的・文化的要素に着目したものは極めて数が少ない。そこで本研究は、セマウル運動が韓国農村に与えた影響を多角的に捉える試みの一つとして、同運動が韓国の農村社会における人間関係のあり方をどう変化させたのかを、農村住民が地縁から得る便益を基準として見ていくこととする。

尚、セマウル運動は1980年に政府直轄の事業から公益法人の事業へと移行し、活動規模の縮小や活動領域の変更を伴いながらも現在に至るまで続けられているが、本稿では同運動のうち、政府直轄事業であった1970年代のみを考察対象とする。

1. 韓国におけるセマウル運動の展開と現在の動向

本章ではまず、セマウル運動の背景および概要について述べておきたい。

韓国政府は1960年代より輸出主導型工業化政策を推進していたが、この政策は工業の生産拠点が立地し、工場労働者が居住する都市部の所得水準を引き上げることに成功する一方で、工業化の恩恵に直接与ることのない農村部との所得格差を広げるという面を持ち合わせていた。1960年代後半の韓国において農村人口は総人口の50%を超えており、韓国政府は彼らの低所得水準を改善する施策を展開することとなった。その施策の大きな柱となったのが、セマウル運動である。

セマウル運動は、公式には農村住民が自助・自立の精神に基づき、主体的に生活環境の改善と所得水準の向上に取り組む運動として推進された。

具体的には、全国の農村部を約 32000 の集落に分けた上で、各集落にセマウル指導者と呼ばれる運動員を一名ずつ選出させ、各々の集落がセマウル指導者を中心に農業の効率化や新たな産業の振興を進めるという形で進められた。政府は、セマウル指導者のための研修機関を設けたり、各集落にセメントなどの資材を配布したりするなどの間接的支援は行ったものの、それらを用いた具体的な施策については各集落の自主性に委ねることとした。

他方で政府²は、上述した約 32000 の集落を供与された資材の利用効率などを基に格付けし、所得向上に向けた自主的な努力が見られない集落に対して財政支援減額などの懲罰的措置をとる一方、資材の有効活用や産業振興で成果を見せた集落については、大統領自らがこれを表彰した。セマウル指導者に対する研修も、効率的な農法といった技術的な内容よりも、政府の推進する近代化政策の重要性を理解させるといった精神的な内容が中心であったとされる。

セマウル運動は、概ね 1970 年当初に政府が見込んでいた以上の成果を達成した。農道の整備や農業生産効率の改善、世帯別電化率の向上は政府の目標を超過達成し、農村部の都市部に対する所得水準は 1969 年に 70%以下であったものが、1975 年には 100%を超えるに至った。

しかし、1979 年の朴正熙大統領暗殺事件の後に政権を襲った全斗煥は、同運動を政府の直轄事業から公益法人・セマウル運動中央会による間接事業へと事実上降格させた。その後セマウル運動は、運動目標を過疎化する農村の振興や地域住民による奉仕活動の奨励などへと切り替え、現在に至るまでその活動を続けている。

2000 年代に入り、セマウル運動が農村開発政策として再評価されるようになると、セマウル運動中央会は同運動を、政府主導の画一的開発政策ではなく地域共同体の自主性を重んじた開発の先駆

けであるとして、国外に宣伝するようになった。2004 年にコンゴ民主共和国の農村指導者に対して同運動の手法を教授する研修を行ったのを皮切りに、2006 年には中国の農村開発関係者 1 万人以上を韓国に招聘して研修を受けさせるプログラムが発表されるなど、セマウル運動の手法を学ぶために韓国を訪れる発展途上国の公務員は増加傾向を示している。また、中国共産党が 2006 年にセマウル運動に範をとった新農村建設運動を発表するなど、セマウル運動の手法を取り入れようという動きは途上国側にも広がっている。こうした状況を受けて、韓国政府は 2011 年 5 月、セマウル運動を ODA プログラムの一環として行っていく方針を国務会議（閣議）において決定した。

2. セマウル運動研究の傾向と課題

これまでセマウル運動をめぐって行われてきた研究は、韓国内外のどちらで行われたかを問わず、同運動の諸事業が韓国農村の所得水準向上やインフラ設備の改善にどう作用したのかを検証するものが圧倒的多数を占めている。これに対し、セマウル運動を経た韓国の農村がそれ以前と比べてどう変化したのかを、平均所得や農道整備率といった経済指標以外の観点から分析した例は極めて少ない。勿論、セマウル運動は第一義に経済成長を志向したものであるため、その成果をも明らかにすることは、現在セマウル運動を導入している途上国にとっても意義のあることである。

しかしセマウル運動は、農村集落相互の競合性を刺激する面を持っていたほか、集落ごとに行うインフラ整備などの諸事業が住民の無償労働によって進められていたなど、農村住民の生活に少なからぬ負担をもたらすものでもあった。またハン・スンミは、セマウル運動が国内における近代化を巡る言説の独占を企図したものだったとして、これが朴政権による擬似宗教であったとしている。

いささか批判的な見方をすれば、セマウル運動は、農村集落の自助性を促すという建前の下、政府が農村社会のネットワークを上から、中央集権的に動員したものと捉えることもできるのである。これらの点を踏まえるならば、セマウル運動が農村住民の生活にどのような影響を与えたのか、経済指標以外の面から捉えていくことには一定の意義があると思われる。特に、セマウル運動中央会および韓国政府が同運動の手法を地域共同体主導（community driven）の農村開発モデルとして発展途上国に適用しつつある今、同運動の地域主導性に大いに疑問を抱かせる上述の諸点を考慮することは、重要性を帯びた課題であるとも言える。

次章では、セマウル運動が韓国の農村住民に与えた影響を経済指標以外の面から推し量る一つの方法として、社会学におけるソーシャル・キャピタルのモデルを援用した視座を提示する。

3. 理論的視座～社会学におけるソーシャル・キャピタル論を援用して

社会学においてソーシャル・キャピタルは、ある共同体に属する成員が、その共同体内における地位や他の成員との関係を通じて得られる社会的・経済的便益を計るモデルとして発達した³。例えばナン・リンは、ある成員が共同体の周縁的な立場に身を置く場合、その成員は所属する共同体の他の成員から便宜を図ってもらうことが難しくなる反面、境界線を越えて他の共同体とのつながりから一定の便宜を獲得できるとしている。同時にリンは、ある共同体の中心的な地位にある成員は、他の共同体とのつながりを介した便宜供与を期待できない半面、所属する共同体内で周縁的な成員よりも多くの便宜を期待できるとしている。

本研究は、共同体内における位置と便益の関連性にまで踏み込むことは想定していない。しかし、社会の構成員が自らの持つ経済的資源や能力の多

寡とは別に、他人との関係によって便益を得ること、そしてそれが当該構成員の経済的・社会的ステータスに影響を与えるという考え方は、セマウル運動という、公式には集落の結束や協調を促すものであった政策の社会的影響を考察する際、一定の意味を有するものと考えられる。

この点を踏まえて本研究は、セマウル運動の推進が、農村住民が自らの所属する共同体から得ている便益の多寡にどう影響したのかを見ていくこととする。但し、一口に共同体といっても、地縁に基づくものや血縁に基づくもの、或いは学閥に基づくものなど、その形態や性質は多様である。そこで次章では、韓国の農村社会で住民に経済的・社会的便益を与えているネットワークにはどのようなものがあるのか、そしてそれがどのような特徴を有しているのかについて見ていくこととしたい。

4. 韓国農村における社会ネットワークの二重性

韓国の農村部における社会ネットワークを巡っては、日本の文化人類学における豊富な蓄積がある。これら先行研究の大半が共通して指摘するのは、同国では血縁を基盤とした極めて強固なネットワークが形成されているということである。ここで言う血縁とは、「本貫（본관）」と呼ばれる共通の出身地を持ち、なおかつ共通の姓を有している人々のつながりを意味する。共通の出身地とは、あくまで数世代も前に先祖が住んでいた土地であるに過ぎず、その子孫が住んでいる土地とは必ずしも一致しないが、本貫と姓が共通している人々の集団は「同姓同本（동성동본）」と呼ばれ、社会的のみならず、法的にも一個の「閉じた」血縁集団として認知されることが多い⁴。

同姓同本に属する男性は、「族譜（족보）」と呼ばれる台帳に名前が記載される。族譜はおおよそ30～50年の周期で更新が行われるが、共通の祖先か

ら始まって当該更新が行われる時点の世代に至るまで、本貫と姓の双方を同じくする全ての男性について、名前や生没年、字、同族集団内の所属派閥などが漏れなく記述されるため、本貫や姓の異なる者が同姓同本集団に紛れ込んだり、その内部関係者となることはほぼ不可能である⁵。

同姓同本集団は、共通の出身地を持つ一方で、先述のように必ずしも当該出身地に居住しているとは限らない。むしろ、共通の祖先は数十世代前にも遡ることが珍しくないため、当該祖先の時代から数百年もの歳月を経るなかで居住地が分散していることの方が普通である。この点について服部民夫は、同族集団の広がりや村落を超え、道規模にまで分散しようと指摘している。

しかし、居住地が相互に離れていても、同姓同本集団は共通の先祖崇拝を行うことで仲間意識を持ちつつ、現実の利害関係も共有している。具体的には、国会・地方議会議員候補者の選定、就職や転職の斡旋、起業する際のパートナーの人選といった職業に関する協力は、この同姓同本集団に支えられるところが少なくなく、旧両班の場合、その傾向は顕著である。また、職業ごとのプレステージの有無が厳然と存在する韓国社会では、より社会的地位が高い異性との結婚が重要な課題となるが、この婚姻の仲介を行うのも、同姓同本集団である。この同姓同本集団の機能を強化する要素として作用しているのが、朱子学を基盤とした長幼序の思想である。この思想に基づくならば、年上の世代は若い世代に対して上述の便宜供与を図り、若い世代は年上の世代に対して従うという関係が成立する。

他方で、農村に限らず、また少なくとも朝鮮王朝末期から現在に至るまで、韓国は人口流動性が極めて高いという特徴を持つ。伊藤亜人によれば、引越もしくは海外移住をする韓国人の比率は毎年20%を超えており、日本人のそれが毎年5%弱であるのに比して高い数字であるとしている。

こうした流動性の高さを反映してか、韓国では居住地を基盤とした地域共同体は極めて緩やかなものとなる傾向がある。韓国における地域を基盤とした伝統的な協力関係は、「契(계)」と総称されるが⁶、それは必ずしも成員が固定的であったり、内外の境界線が厳格に線引きされているものではない。一つの集落を単位とし、当該集落の住民全員を成員とする契は一般に「大洞契(대동계)」と称されるが、ある集落に大洞契以外の契が存在しない、という状況は皆無である。農村集落に住む住民たちは大洞契に属しつつ、それとは別に金融目的の契を利害関係の一致する者同士で組んだり、共通の趣味を有する者同士で同好会にも似た契を組んだりするため、常に複数の契を抱えている状態にある。そして、これら一部の住民同士で構成される契は、当初の目的を達成したり、構成員が高齢化したりすると、解散もしくは自然消滅する。また、契の運営者や融資対象者などは抽選で決められることが慣例化しているため、成員相互の上下関係も生じにくい。

総じて言うならば、韓国における地縁関係は血縁関係に比して緩やかであり、住民が前者から得ている便益は、婚姻や職業の斡旋といった後者から得られる利益に比して限定的と見ることもできるが、それは、契が同姓同本集団に比して重要でないということを意味するものではない。長い歳月を経る中で地理的に分散している同姓同本集団は、結婚や就職といった重要度の高い問題で協力を行うことはできても、耕作地の水利改善や、少額の資金の融通などで日常的な協力を行うことは難しい。また、先述のように同姓同本集団は世代ごとの上下関係が厳格であるため、上の世代が勧めてきた事柄を下の世代が拒めないといった硬直性も少なからず有している。こうした同姓同本のつながりの限界を補うものとして、契は農村住民に日常生活に関する便宜を提供するものと捉えることができる。

上述の内容を言い換えるのであれば、韓国の農村住民は、伝統的に血縁と地縁という、相互に異なった二つのネットワークからそれぞれ異種の便益を得ていたと見ることができる。前者からは職業や婚姻といった事柄で便益を得ていたのに対し、後者からは耕作を営む上での協力や資金の融通といった事柄で便益を得ていたという見方が可能になるのである。

では、こうした血縁・地縁という二重の社会関係からそれぞれ異なる便益を得ていた韓国農村住民の生活は、セマウル運動の推進によってどう変化したのか、次章ではその点について、地縁による便益の変遷に論点を絞って見ていくこととする。但し、地縁によって得られる多種多様な便益を網羅的に捉えることは紙幅の関係上困難であるため、ここでは地縁を通じて得られる便益の代表例として、上述の契による相互金融の変遷を見ていくこととする。

5. 初期セマウル運動による民間相互金融の変質

セマウル運動を村落共同体や農村住民のつながりという観点から捉えた余語トシヒロらは、同運動が農村部の集落を単位として住民相互の地縁関係を強化し、その地縁関係を制度化させることに成功したという見方を示している。確かに、セマウル運動は各集落にセマウル指導者を選出させ、また同運動に基づく事業について集落単位の集会を開かせるなど、農村住民を集落ごとに単位化する側面を有していた。しかし、集落を単位とした公的な制度を作り上げることは、集落を基盤とした人間関係が構築される結果を必ずしももたらすものではない⁷。

その点については、セマウル運動に先立つ1950年代から1960年代にかけて、同国で行われた山林保護政策が参考になる。朝鮮戦争による国土の荒廃と、化石燃料が普及していなかった当時の薪需

要増大は、韓国各地の山林における過度の伐採をもたらしていた。政府はこうした伐採を抑制し、山林資源の適切な利用を促すため、1951年、全国山林地帯に地元住民からなる組合組織・山林契を結成させた。そして、山林の土地所有者とその利用者が協力しながら地域の材木資源を適切に管理するよう指示した。山林契は、発足時の組織数が約1万8000であり、その後山林保護の動きが政策的に拡大される中で数を増やし、1965年には約2万2000に達した。しかしその後は一貫して減少傾向を見せ、1991年におけるその組織数は約1万7000にまで減少している。姜学模は、この減少の原因たりうる要素として、化石燃料の普及による木材需要の減少や、山林保護による経済的収益が低かった点を挙げる一方で、山林契そのものが政府主導の運動で、地元住民による自主性を欠いていたこと、そして政府による住民動員の過程で発生した無償労働が、住民による消極的参加をもたらした可能性を指摘している。姜学模は、政府主導性が山林契の衰退に影響したか否かという因果関係を分析してはいないが、この指摘は、セマウル運動の分析に際して一定の示唆を有している。

では、セマウル運動は韓国農村集落の契、とりわけ相互金融という日常生活において重要性の高い共同活動にどう作用したのか。

結論から言えば、セマウル運動において政府は、近代化を目的として契による相互金融に介入し、これを財務部および中央銀行である韓国銀行によって制度化された金融システムへと組み込むことによって、農村住民が契を通じて相互金融の便益を得られないようにする半面、彼らがフォーマルな金融を通じて低利での借り入れにアクセスできるようにしたといえる。見方を変えれば、農村住民はセマウル運動が推進される中で、契から資金貸与および金利収入を得ることができなくなった反面、フォーマル金融にアクセスする機会が増えたといえることができる。

韓国の農村部では同国経済が高度成長を始めた1960年代半ばを過ぎても、農民が融資を受けられる正規金融機関が存在しなかった。当時の商業銀行は、「官治金融（관치금융）」と呼ばれる政府の強い統制の下、都市部の工業部門および政府の指定した重要事業を担う諸財閥への融資に特化しており、農村を対象とした融資業務は原則として行っていない。また農協は、1969年に農村部において相互金融業務を開始したが、同国の農協組織は、経済事業で生じた赤字を金融事業の黒字で相殺することが恒常化しており、経済事業においては一定の農民支援を行っていたものの、金融事業においては利潤獲得を重視する傾向にあった。こうした中、1974年に全羅南道・珍島の契組織についてフィールド・ワークを行った伊藤亜人は、契による相互金融が、事実上農村住民にとって唯一の金融組織であったと指摘している。

契による相互金融のシステムは極めて単純である。まず近隣住民同士が集まり、構成員の確定を行うと同時に、契の運営責任者を抽選で決める。運営責任者となった住民は、各構成員から資金を預かり、それを債務者たる構成員に貸与する。そして一定期間を経た後に、運営責任者は債務者から債権回収を行い、元本および利息を各構成員に均等配分し、当該契の解散を宣言する。この手法を繰り返すことで農村住民は、資金の調達や余剰金運用による利殖といった便益を得ていたわけだが、セマウル運動を展開する中で政府は、こうした民間金融がしばしば法定金利⁸を上回る利率を設定していることを批判し、農村金融の再編を推進した。

セマウル運動下、政府は国営信用組合であるセマウル金庫の設立、および契による相互金融の相互信用組合への吸収という2つの方法によって農村金融を政府主導の官治金融システムへと組み込んだ。前者は、農村住民を主たる融資対象としたセマウル金庫を設立し、その支店窓口を全国に設

置すると共に、農村住民に対する小口融資を積極的に推進するというもので、農村住民を政府・韓国銀行によって制度化された金融システムへと誘導することが期待された。

しかし、セマウル金庫設立後も、契による相互金融は減少しなかった。そこで1976年に政府は、全国各地に少人数間の相互金融仲介を主たる業務とする相互信用金庫を設立させ、旧来契によって行われていた相互金融を、庶民金融に特化した正規金融機関の下で行うようにしたのである。この政策は、具体的には以下の方法で進められた。まず、政府は農村住民に対して、一定の期限内に自らが契を通じて借り入れている債務総額と、その契に加わっている者を申告するよう呼びかける。次に、この作業を通じて契による相互金融の貸付残高を把握した政府は申告をした債務者に対し、当該債務を契の会合を通じて返済するのではなく、居住地域の相互信用金庫に対して返済するよう指示する。この際、返済利率は契の結成時に定められたものではなく、相互信用金庫の定めるものに従うものとされる。そして最終段階として政府は、契を通じて掛金を拠出した債権者に対し、当該債権を相互信用金庫の口座を通じて回収すること、および相互信用金庫の定める利率に従って利息を受け取るよう指示する。尚、債務者に自らの債務総額を申告させる段階において、債務額と債権者を正確に申告しないことが罰則の対象になるとした文献は、現時点では見当たらない。但し、先述の様に当時の韓国は低金利政策を実施しており、債務者にとっては契を通じた返済をするよりも正規金融機関に返済をした方が利子の支払い負担は軽減されるため、債務者たる農村住民は、契を通じた債務がいくらであるのかを概ね正確に申告したものと考えられる。また、契の基盤となる集落の地縁的人間関係は、先述のように上下関係が緩く、また血縁的關係に比して流動的なものであったため、債務者が債権者に対して peer pressure を

感じ、債務申告を抑止するという場面も限定的であったと考えられる。

この政策は、近隣の日本及び中国の政府が農村インフォーマル金融に対して採用したアプローチとは著しく異なる。日本では、明治維新後の1890年代に各地で相互金融機関である信用組合が設立されたが、これは江戸時代から続く頼母子講などの伝統的な庶民金融を意図的に包摂し、近代化するためのものではなく、郵便貯金制度と並んで近代的な金融機関を全国的に普及させるためのものであった。従って、信用組合が設立されるようになった後も頼母子講、もしくは講会と呼ばれる庶民金融が制限ないし禁止されるといったことはなく、それらは農村部を中心に、第二次世界大戦を挟んで1960年代の高度経済成長期まで存続した。大蔵省は1974年を最後に講会に関する年次全国調査を打ち切ったが、その理由は、郵便貯金や農協などの金融機関が全国的に普及し、講会を通じた資金需要そのものがなくなった、というものであった。

また中国では、1980年代に経済の改革・開放路線が定着して以降、農村における金融機関として信用合作社が全国各地で設立された。これとほぼ同時期に、中国各地では法規定の不備⁹を突く形でインフォーマルな金融機関の設立も相次いだ。しかし、1996年中国政府は、信用合作社のほか、農業インフラへの投資を主な役割とした政策金融機関・農業銀行のみを農村部における正規の金融機関と位置付け、それ以外のインフォーマルな金融を公式には禁じた。しかし国際協力開発銀行などは、中国において非合法化されたインフォーマル金融の累計額は2005年時点で1000億ドル以上という推測を示しており、政府の金融政策から排除された地下金融の規模が大きいことを示唆している。

セマウル運動の過程で相互信用金庫に組み入れられた相互金融は、従来の契によって行われてい

たそれとは以下の点で大きく異なるものであった。まず、先述のように契による相互金融の高金利が政府によって批判されていたことを背景として、利子率は政府・中央銀行の方針に合致するよう引き下げられた。また、契による相互金融では参加メンバーと利率は契の結成時に確定され、その後の変更が認められる事例は稀であったが、相互信用金庫を介した相互金融では、メンバーと利率の変更は金融機関の裁量に依った。勿論、セマウル金庫のような政策金融の面をより強く持つ機関に比べれば、掛金を積み立てる相互金融は、政策金融としての側面が弱いと言えるが、正規の金融機関である相互信用金庫に大きな裁量権が認められる上述の形態を住民同士の地縁的つながりと見なすことは適切ではなく、従ってそこから得られる低利子の融資などの便益も、地縁を介した便益と見なすことはできない。

図表1は、相互信用金庫の資金調達を時系列的に示したものである。相互金融掛金の中には、契に基づく相互金融の掛金のほか、農協やセマウル金庫など政策金融の一環として導入された相互金融の掛金・賦金が含まれている。契の掛金として受入れた額は1981年に最も多い2469億ウォンに達し、その後減少傾向を見せた。また、契掛金の絶対額が減少傾向に入った1983年には、契によらない政策金融としての相互金融の掛金総額が、契による掛金の総額を上回るようになった。但し、同年は相互信用金庫の資金調達元として、借入金が相互金融の掛金を上回った年でもある。1980年代後半以降、相互信用金庫は銀行業務へと経営の比重を移していくことになるが、同年はその先駆けともなった年であった。

図表1：相互信用金庫の資金調達（単位：億ウォン）

	1977年	1979年	1981年	1983年	1985年

相互金融掛金	848	2,256	3,644	7,110	9,469
(うち契掛金)	(811)	(2,042)	(2,469)	(1,534)	(470)
(契以外の掛金)	(37)	(214)	(1,175)	(5,576)	(8,999)
借入金	224	587	2,755	8,513	20,025

出典：金珍圭（2010）を元に、筆者が作成

このデータは正規の金融機関において取引された金額のみを記録したものであり、1976年以降も相互信用金庫の下に置かれず、非合法に続けられた契がある可能性を考慮したものではない。但し、先述のようにそのような事例は限られたものと判断されることから、ここでは当該可能性については考慮しないものとする。本図表からは、セマウル運動下で政府が導入した政策金融に比べて、契による相互金融の規模が1980年代初頭まで拡大し続けていたということが読み取れる。

政府がセマウル金庫設立などの政策金融の拡大を進める一方、農村部で契による相互金融の規模が拡大し続けた背景について、現時点で明確なことは分からない。ただ、1970年代及び1980年代は、韓国のGDPが年平均5-10%の高度成長を続

けていた時期であり、金融需要全体が大きく拡大する時期であったことを考慮する必要がある。また、政府主導で提供される相互金融の供給と、農村住民の資金需要の間に何らかのずれがあり、両者のずれを埋めるものとして契による相互金融が存続した可能性も考えられる。

契による相互金融を相互信用金庫へ吸収したことは、一方では法定上限を上回る金利が課せられなくなったことで債務者の負担を軽減したが、その強制的な低金利化により、債権者の配当金利を目減りさせるという側面も持っていた。本研究の趣旨に照らし合わせる時、上述の経緯は、農村住民が契を通じて得ていた便益のうち、金融による利殖の機会が、セマウル運動の推進過程で正規の金融機関の利用を通じて得られるものへと転換されていったことを意味する。この変化は、住民が契を通じて利殖をする機会を失わせるものであった一方、その代替として、彼らに正規金融機関の利用を通じた利殖の機会を与えるものであったこと、および低利で相互金融の融資を受ける機会を提供するものであったと見ることができる。正規金融機関を介した相互金融を低利で利用できるようになったということは、この変化が農村住民にとって直ちに損失となった訳ではないと捉えることができる。但し、相互信用金庫から住民が得るメリットが、他者とのネットワークから得られる利益でないことは明白である。

6. 今後の課題～精密な分析の必要性

上述の考察からは、セマウル運動の推進過程で政府が農村金融の「近代化」を行った結果、農村住民が地縁から得る便益のうち、金融に関するものがフォーマルな金融機関の提供するサービスへと包摂されていったということが読み取れる。しかし、セマウル運動には全国の農村集落の全てが積極的に参与した訳ではないため、こうした変化

の度合いにも少なからぬ地域差があると考えられる¹⁰。今後、先行する諸研究の読み込みに加え、第一次資料の調査や、場合によってはフィールド・ワークを行うこととしたい。また、本稿では契によって得られる利益の指標として、公的な資料が残存し、かつ金額という客観的な判別基準のある相互金融を用いたが、より適切な指標が存在する可能性について調査する必要がある。

【参考文献】

<日本語>

- 有田伸「現代韓国社会における威信体系」『韓国朝鮮の文化と社会』第8号、2009年
- 泉田洋一『農村開発金融論』東京大学出版会、2003年
- 伊藤亜人「韓国人の移動に対する文化論的アプローチ」『韓国朝鮮の文化と社会』第7号、2008年
- 「韓国村落社会における契」『東洋文化研究所紀要』第71号、1974年
- 姜学模「韓国林業における山林契の役割と課題」『日林九支論集』第46号、1993年
- 金珍圭「韓国の相互信用金庫」『大分大学経済論集』第61巻第5号、2010年
- 国際協力開発銀行 中堅・中小企業支援室公開レポート「中国における企業向け金融の実態と展望」2006年
- 呉民錫「中国における三農問題と農村改革運動」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要・別冊』第16巻第1号、2008年
- 嶋陸奥彦「韓国農村における地縁的社会単位再考」『東北人類学論壇』第8号、2009年
- 服部民夫『韓国 ネットワークと政治文化』東京大学出版会、1992年
- 藤野信之「韓国農協中央会の金融・経済分離について」『農林金融』2011年7月号
- 宮嶋博史『両班』中公新書、1995年

余語トシヒロ、佐々木隆（共編著）『地域社会と開発 東アジアの経験』古今書院、2008年

<韓国語>

국가정책조정회의 ‘새마을운동 ODA 사업 기본계획’ (일반공개 행정문서), 2011년 — 国家政策調整會議「세마울 운동 ODA 사업基本計画」(一般公開行政文書)、2011年

박정주 ‘족보와 족보학’ 한국토목학회지 제 55 권 제 9 호, 2007년 — 박·チョンジュ「族譜と族譜学」『韓国土木学会誌』第55巻第9号、2007年

박진환 박정희 대통령의 한국경제 근대화와 새마을운동 구미: 박정희대통령기념사업회, 2005년 — 박·チナン『朴正熙大統領の韓国経済近代化 と 세마울 운동』亀尾: 朴正熙大統領記念事業会、2005年

새마을운동중앙회 편 새마을운동 30주년 자료집 서울: 새마을운동중앙회, 2000년 — 세마울 운동中央会編『세마울 운동 30周年資料集』ソウル: 세마울 운동中央会、2000年

이시연 ‘상호저축은행: 서민금융기관으로 거듭나야’ 주관 금융 브리프 21 권 19 호, 2012년 — 이·シヨン「相互貯蓄銀行: 庶民金融機関としての 發展を」『週刊金融 ブリーフ』21巻19号、2012年

이지수 편 박정희시대를 회고한다 서울: 선인, 2010년 — 이·ジス編『朴正熙時代を回顧する』ソウル: ソニン、2010年

최진근. 이재훈 ‘1970년대 새마을운동사에 대한 분석적 연구’ 새마을운동과 지역사회개발연구 제 5 호, 2009년 — チェ·ジンゲン/イ·ジェフン「1970年代세마울 운동史に対する分析的研究」『세마울 운동 と 地域社会開發研究』第5号、2009年

<英語>

- Claassen, Casper Hendrik. *Saemaul Undong in the Democratic Republic of Congo: Eradicating Rural Poverty* Lusaka: Creamer Media, 2009
- Gao, Wen. Ishida, Masaaki. 'The Entry of the Chinese Rural Credit Cooperative into Micro-finance Market' *The Bulletin of the Faculty of Bio-Resources, Mie University* No. 32, 2005
- Han Seung-Mi. 'The New Community Movement: Park Chung Hee and the Making of State Populism in Korea' *Pacific Affairs*, Vo. 77, No. 1, 2004
- Janelli, Roger L. Janelli, Dawnhee Yim. 'Lineage Organization and Social Differentiation in Korea' *Man, New Series* No. 13 Vol. 2, 1978
- Lin, Nan. 'Building a Network Theory of Social Capital' *Connections* No. 22 Vol. 1, 1999

¹ 「セマウル (새마을)」は、韓国語で「新しい村」という意味である。

² セマウル運動の主務官庁は、青瓦台（大統領府）および内務部であった。

³ これとは別に、政治学ではソーシャル・キャピタルを地域共同体そのものの政治的・経済的パフォーマンスを計る尺度とする研究がなされてきたが、本研究ではこうした観点は用いないこととする。

⁴ 韓国の民法は2008年1月に改正法が施行されるまで、同姓同本同士の婚姻を近親婚として禁止していた。

⁵ 但し、例外として同姓異本の者を便宜的に同族に含める事例があるほか、異姓同本の者を同族に含めるかは、ケース・バイ・ケースである。

⁶ 但し、同一村落内に住む親族同士が契を組むことがあるなど、契は血縁性を完全には排除しない。

⁷ この主張を展開するにあたって余語らは、韓国の農村集落が両班の家系を中心とした垂直的なものであるとする前提に立っている。しかし伊藤亜人は、有力な家系が集落に強い影響を及ぼす地域は存在するものの、それは朝鮮半島全域で見られる普遍的なものではないとしている。

⁸ 当時、商業銀行の利率は、景気拡大を目的として抑制されていた。

⁹ 当時の中国の銀行法は、受信業務のみを規制し、与信業務を規制していなかった。

¹⁰ 嶋陸奥彦は慶尚南道におけるフィールド・ワークにおいて、地元有力者同士の宗族争いからセマウル運動を効果的に推進できなかった集落の存在に言及している。